

令和5年度 第1回豊川市公契約審議会 議事録

1 日時

令和5年11月20日（月） 午後3時30分～午後5時

2 会場

豊川市役所 委員会室

3 出席者

委員

金井 幸子（愛知大学法学部 准教授）

市橋 智久（愛知県労働者福祉協議会 東三河支部長）

落合 利夫（豊川商工会議所 建設関連部会長）

酒井 雅喜（日本労働組合総連合会 愛知県連合会 三河東地域協議会事務局長）

長谷川 完一郎（豊川商工会議所 専務理事）

※1名欠席

事務局

総務部長

黒田 紀弘

総務部次長

伊藤 寿

総務部契約検査課課長

小島 一成

総務部契約検査課課長補佐

林 健史

総務部契約検査課契約係長

大林 吉子

4 会議の開催の可否

公開

5 傍聴者

2名

1 開会

【事務局】

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
それではただいまより、令和5年度第1回豊川市契約審議会を開会いたします。

2 会長あいさつ

3 令和4年度審議会の答申について

【会長】

それでは次第3の「令和4年度審議会の答申」について事務局より説明をお願いします。
ます。

【事務局】

資料1を説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等ありましたらご発言をお願いいたします。

ご意見がないようですので終了します。

4 特定公契約の状況について

(1) 令和4年度、令和5年度（9／30時点）特定公契約一覧表

【会長】

それでは次第4「特定公契約の状況について（1）令和4年度、令和5年度（9／30時点）特定公契約一覧表」に移ります。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料2-1、2-2を説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等あればご発言をお願いいたします。

ご意見がないようですので終了します。

(2) アンケート結果（特定公契約対象事業者・従事者）

【会長】

それでは続いて（2）「アンケート結果（特定公契約対象事業者・従事者）」に移ります。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料3、4-1、4-2、4-3を説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等ありましたらご発言をお願いいたします。

【委員】

アンケート結果について、事業者の方ではチラシの交付が1割となっていますが、従事者のアンケート結果ではチラシで知った方が多いというのはどういうことか疑問に思いました。

アンケートを実施した10事業所の100名とは、工事現場10ヶ所の建設工事従事者で100名ということですが、この100名が1ヶ所に偏っていないのか、たまたまその1ヶ所がチラシをしっかりと配布しているところで、チラシ配布が多かったという結果になったということでしょうか。

もう1点、休日に関してですが、資料4-2の問10の「1か月の仕事のお休みはどのくらいですか」の問いに週1日未満という回答が16名もあります。この辺りは再度徹底をしてほしいと思いましたが意見させていただきます。

【事務局】

チラシの配布の件ですが、アンケートは人数の多い建築の大きい現場へ何ヶ所か行っていますので、その現場はしっかりとチラシを配布していただいていたのであろうというのは推測されます。

工事の場合、アンケートを回答された事業者の方と、現場へ配置される監督者が違う可能性があり、チラシの配布をお願いするのは現場の監督者になりますので、その辺りのギャップが結果に見られたと思います。実際現場監督の方は比較的配布されてくれたと思われま

【委員】

休みの件に関しては、週1日未満という方がこんなにいるのかと思いましたが。土木は基本的には週1回は休みます。建築がもしかしたら工期に追われて、どうしてもということで休まない方もおられるかもしれないです。

【事務局】

アンケートをお願いしたところが学校の改修工事が含まれており、学校での工事は制約が多く、土日や夏休み中などに短期間で集中して工事をやることもあり、休日取得に関しては、その辺りが影響している可能性があると思います。そうは言っても作業員さんは休んでもらわないといけません。来年度から、建設業において、罰則付き時間外労働の上限規制がかかりますので、我々の方でしっかり指導していきます。

賃金ですが、事業者さんは引き上げていますが、従事者の方は変わらないとの回答で矛盾したところがありますが、上がったとはいえ引かれる部分も増えるので、作業員さんには賃金が上がったように思えなかったのかもしれないです。

【委員】

意見だけよろしいですか。

このアンケートの回答率が88%で非常に高くなっており、評価したいと思えます。

ただ、公契約を受けている以上は、こうしたアンケートを100%出させていただくよう指導をお願いしたいと思います。

あとは、まだ物価がかなり高くなっている中で、賃金が果たして妥当かという思いもあります。

【会長】

私の感想としては、やはりチラシの交付は有効性が高い気がします。耳で聞くよりは文書で目にした方が理解できる気がしますので、チラシの工夫をもう少しやっていたらいいのかなという印象を持ちました。

【事務局】

チラシの交付は昨年度から始め、昨年は皆さん配布をしていただいていたので、今年度も同じようをお願いしたつもりでしたが、回答を見ると昨年より低くなっているため、その辺りは改善していきたいと思っております。

【委員】

意見ですが、今は特定公契約の対象となる設計金額の大きい案件のみ労働環境確認書を提出していますが、例えば全ての案件について提出してもらうようにすると市の事務負担は大きくなりますか。

【事務局】

工事は年間300件ぐらい発注しており、その1割弱の案件で提出していただいております。全ての案件を提出していただくと、当然市の負担は増えますが、事業者さんにも負担が発生するという点で、どこの自治体も金額の大きい案件を対象としています。ただ、労働環境確認は元請事業者さんを対象にやっていますが、実際工事は下請業者に出す場合もあります。対象範囲については今後、議論する必要があるかと思っております。

【会長】

毎年アンケートの結果を見ていくと色々な傾向があることがわかります。

【事務局】

今日欠席の委員さんから、傾向を調べる上で、年代も一緒に答えてもらうといいのではというご意見をいただきました。

【会長】

他にご意見がないようですので終了します。

5 議題

(1) 労働報酬下限額について

【会長】

それでは次第5の議題(1)「労働報酬下限額について」に移ります。「労働報酬下限額設定区分」につきまして、事務局より説明お願いいたします。

【事務局】

資料5中「労働報酬下限額設定区分」を説明。

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等ありましたらご発言をお願いいたします。

ご意見がないようですので終了します。

【会長】

次の「⑦工事請負契約（公共工事設計労務単価設定あり）」について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

資料5中「⑦工事請負契約（公共工事設計労務単価設定あり）」を説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等ありましたらご発言をお願いいたします。

78%から80%へ2%の引き上げの提案です。

【事務局】

来年度の設計労務単価も上がることが予想されます。

労務単価の上昇と下限額の2%引上げで、4%以上の上昇となると考えています。

今年度も77%から78%に1%上げていますが、設計労務単価が普通作業員は7%ぐらい上がっていますので、実際は8%ぐらい上がっている状況になっています。

労働報酬下限額の対象となるのは若い人になると思います。今、建設業に若い人が入ってきませんので、そのあたりの下支えということもあって、少しでも上げたいということで案を作りました。

【会長】

78%から80%は大きいでしょうか。

【委員】

今年度に関して言うと普通作業員の上がり方が大きかった部分があります。自分たちの社員の給料は基本上げています。毎年4%ぐらいは上げていると思います。

他社の人に聞いてみると、必ず週休2日というわけではありませんが、とにかく休みと給料は上げるとのことです。公共の労務単価が上がっている以上、上げないと働いてくれないみたいなイメージがあります。

【会長】

上げるということを、やはりしていかなければいけないと思いますが、どの程度上げていくかです。

【委員】

報告の結果を見ると半数以上は80%ぐらいの単価は払っています。事業者としては辛いですが、やはり上げていかないといけません。市の方が80%と言われれば、そ

のようにならないと若い人たちが入ってこないと思います。

【会長】

80%の提案ですが、82%というご意見はありませんか。
今世の中も賃上げという傾向があるので、この機会に乗じて4%ということもあるのかもしれないなと思います。

【会長】

特にご意見なければ、提案通りの方向で検討していくということによろしいでしょうか。

それではこれで終了します。

【会長】

続いて、「㊦工事請負契約（公共工事設計労務単価設定なし）」について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料5中「㊦工事請負契約（公共工事設計労務単価設定なし）」を説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等ありましたらご発言お願いいたします。

特にないようですので終了します。

【会長】

次の「㊧「工事請負契約」未熟練者・年金等受給者」については、「㊨「業務委託契約・指定管理協定」未熟練者・年金等受給者」と一緒に審議をいたしますので、先に「㊩【業務委託契約・指定管理協定】」について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料5中「㊩業務委託契約・指定管理協定」を説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等ありましたらご発言をお願いいたします。

変更はなしということですね。

【事務局】

考え方としては一緒です。

ただ、上げ幅としては今まで10円だったのが1,000円を超えたので11円になり、若干上がっております。実際パートさんが多く従事している清掃業務とか、給食調理業務が下限額を決める上での対象になると思います。ハローワークの状況を見ましても、やはりまだ最低賃金かそれより少し上ぐらいでの募集状況になっていますので、それを大きく上回るの難しいというところも判断基準としています。

【委員】

イオンモールが4月に開業しましたが、イオンでは時間単価を高くし、パートを雇っていたようですが、そのあたりの影響はありましたか。

【事務局】

清掃業務関係に影響があるのではと思っていますが、ハローワークの状況からいくとそこまで上がっていないようです。

イオンとか、コストコでは時給が高いので、そちらへ皆さん流れていくという話しは聞きますが、我々が聞いている範囲ではそこまで確認できていません。

【委員】

市民病院の清掃業者さんが、イオンの清掃の方に流れてしまったため、市民病院では清掃作業員が不足し、事務職の人が清掃をしているという話を聞きました。その時にイオンとかなり時間給の差があるので、公契約の下限額も引き上げてほしいという話しを聞きましたが、調査の中で分からないですか。

【事務局】

アンケートの中にはそういった意見はありませんでした。

【会長】

1%はかなり低いと感じますが、ご提案通りでよろしいでしょうか。
ちなみになぜ清掃と調理業務は最低賃金になるのでしょうか。

【事務局】

最低賃金でも今までは人が集まったということだと思います。これで集まらなくなると上げざるを得ないので、ハローワークの求人の内容も変わり、下限額も上がってくるのではと思い、注視して見ていましたが、そこまで時給は上がっていませんでした。

【会長】

本当にどちらもなくてはならない職業ですので、こういう方たちが最低賃金しかもらえないのはどうかと思います。

それでは特にご意見なければご提案通り、1%上乘せということで検討していきます。

【会長】

それでは「㊦工事請負契約の未熟練者・年金等受給者」と、「㊧業務委託契約・指定管理協定の未熟練者・年金等受給者」について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

資料5中「㊦工事請負契約の未熟練者・年金等受給者」「㊧業務委託契約・指定管理協定の未熟練者・年金等受給者」を説明。

【会長】

それではただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等ありましたらご発言お願いいたします。

【事務局】

これも昨年までと同じ考え方です。

【会長】

安い単価で働きたい方というのと、逆に言うと安く働かせることができる労働力に見られてしまうので心配です。

特にご意見がないようであれば終了します。

(2) 労働報酬下限額の取扱いについて

【会長】

それでは続いて、(2) 労働報酬下限額の取扱いについて事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

資料5中 「労働報酬下限額の取扱いについて」を説明。

【会長】

それではただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等ありましたらご発言お願いいたします。

書類の提出を求めたことはありますか。

【事務局】

現在までは聞き取りで実施しています。

【会長】

本日の議題は以上となりますが、委員の皆さまから何かご意見がありましたらお願いいたします。

6 閉会

【会長】

以上を持ちまして、令和5年度第1回豊川市公契約審議会を終了します。ありがとうございました。